

三重県DV防止及び被害者保護並びに
困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）
策定検討会議設置要綱

（設置目的）

第1条 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」の計画年度が令和6年度で終了するため、見直しを図る必要がある。

また、新たに制定及び施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づき新たな基本計画を策定する必要がある。

両計画は政策的に関連性があるため一体のものとして、これらを一体化した新計画を策定する必要がある。

新計画策定にあたり、有識者等から専門的、総合的な立場から意見をいただき、計画策定の参考とするため、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会議は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定に関すること
- （2）その他

（組織）

第3条 検討会議は、別表の構成員をもって構成する。

2 検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（期間）

第4条 検討会議の設置の期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

（構成員以外の者の出席）

第5条 検討会議に、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（庶務）

第6条 検討会議の庶務は、子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、構成員が協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。